令和３年度補正予算

デジタル田園都市国家構想推進交付金
地方創生テレワークタイプについて

令和４年１月１８日

内閣府 地方創生推進室
内閣官房　デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

デジタル田園都市国家構想推進交付金（制度目的）

■ 地方からデジタルの実装を進め、地方と都市の差を縮め、都市の活力と地方のゆとりの両方を享受できる**「デジタル田園都市国家構想」の実現**を図る。

■ 地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援。

デジタル田園都市国家構想実現会議第一回
岸田総理大臣発言（抜粋）（令和３年11月11日）

デジタル田園都市国家構想は、「新しい資本主義」実現に向けた成長戦略の最も重要な柱です。デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を実現してまいります。同構想実現のため、時代を先取るデジタル基盤を公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装を、政策を総動員して支援してまいりたいと考えています。
（中略）
３点目として、地方創生のための各種交付金のほか、今回の**経済対策で新しく創設をいたしますデジタル田園都市国家構想推進交付金をフルに活用いたします**。
(中略)
当面の具体的施策及び中長期的に取り組んでいくべき施策の全体像については、年内を目途に取りまとめを行います。その上で、速やかに実行に移していくことで、早期に、地方の方々が実感できる成果をあげていきたいと考えています。

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策
（令和３年11月19日閣議決定）

（２）地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」
①テレワーク、ドローン宅配、自動配送、自動運転などデジタルの地方からの実装

デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」を推進する。同構想実現のため、時代を先取るデジタル基盤を、公共インフラとして整備するとともに、これを活用した地方のデジタル実装を、政策を総動員して支援する
地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていく。（中略）
また、**デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するための交付金を大規模に展開し、テレワーク**、ドローン宅配、自動運転等**の更なる推進を図り、デジタルイノベーションを地方から実装する。**加えて、魅力的なまちづくりを推進し、地方が抱える課題の解決を図る（後略）

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ　の概要

■ 「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出することで、デジタル田園都市国家構想の実現に貢献するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を措置。
■ 本タイプは「地方創生テレワーク交付金」の後継となるもの。

交付金の特徴

- **補助率　3/4（高水準タイプ）、1/2（標準タイプ）**
- 自治体施設整備に加え、**民間施設整備・進出企業の支援が可能。**
- **ハード／ソフト経費の一体的な執行**
- サテライトオフィスの整備支援等だけでなく、**「進出企業定着・地域活性化支援事業」を措置**
- **予算額200億円の内数（国費ベース）**

サテライトオフィス等を整備・運営、利用促進

①　自治体運営施設として整備　　②　民間運営施設として整備

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい

①↔②組合わせ可
（最大３施設）

働く環境の整備

利活用・プロジェクト推進

施設整備・運営　事業費　最大9,000万円／施設　<最大３施設>
プロジェクト推進　事業費　最大1,200万円／団体

③　既存施設の拡充・利用促進

既に整備した施設の拡充・利用促進で地域に企業を呼び込みたい

利活用・プロジェクト推進

事業費　最大1,200万円／団体

③↔④
組合わせ可

④　企業の進出支援

①②↔④
組合わせ可

施設の利用企業を支援して地域への企業進出を促進したい

進出企業支援

進出支援金　最大100万円／社

①～③との組合わせ**必須**

⑤　進出企業定着・地域活性化の支援

地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用した施設の進出企業と地元企業等との連携事業を支援したい

事業費　最大3,000万円／事業

進出企業定着・地域活性化支援

＜交付上限額等＞

○施設整備・運営費　※最大3施設／団体

	整備する施設の収容可能人数（１施設あたり）		
	20人未満	20人以上50人未満	50人以上
施設整備・運営	3,000万円	4,500万円	9,000万円
施設規模別の上限	3施設	２施設	１施設

○施設整備・運営以外のソフト経費：
最大1,200万円／団体

○進出支援経費（返還制度あり）：
進出支援金　最大100万円／社

○進出企業定着・地域活性化支援費：
最大3,000万円／事業

［金額は総事業費ベース、国費は３／４又は１／２］

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ　交付対象者

交付対象者	①東京圏外の地方公共団体（※１） ②東京圏内の条件不利地域を含む市町村（※２）又は **東京圏内の2005年～2015年の人口減少率が10%以上の市町村**（※３） ③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県 ＊赤字は地方創生テレワーク交付金からの変更点

（※１）東京圏は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

（※２）条件不利地域は、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）

（※３）総務省統計局「国勢調査」の結果に基づいて算出

（参考）東京圏内の条件不利地域を含む市町村（政令指定都市を除く。）又は2005年～2015年の人口減少率が10%以上の市町村

東京都	埼玉県		千葉県		神奈川県
檜原村	秩父市	吉見町	館山市	旭市	山北町
奥多摩町	飯能市	長瀞町	勝浦市	銚子市	真鶴町
大島町	本庄市	鳩山町	鴨川市	匝瑳市	清川村
利島村	ときがわ町		富津市	香取市	箱根町
新島村	横瀬町		南房総市	山武市	
神津島村	皆野町		いすみ市	栄町	
三宅村	小鹿野町		東庄町	多古町	
御蔵島村	東秩父村		長南町	九十九里町	
八丈町	神川町		大多喜町	芝山町	
青ヶ島村	越生町		御宿町	白子町	
小笠原村	小川町		鋸南町	長柄町	

（参考）デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ　地方負担の扱いについて

●高水準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は50万円（交付対象事業費の５％）

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ 交付対象事業費の３／４ （75%）	**臨時交付金** **地方負担（１／４）の8割（20%）**	**地方負担実質<u>５％</u>**

●標準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は100万円（交付対象事業費の１０％）

デジタル田園都市国家構想推進交付金 地方創生テレワークタイプ 交付対象事業費の１／２ （50%）	**臨時交付金** **地方負担（１／２）の8割（40%）**	**地方負担実質<u>10%</u>**

地方負担には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当が可能（算定率0.8）

※都道府県・市町村ごとに割り当てられた臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）とは**<u>別枠で措置。</u>**

（参考）地方創生テレワーク交付金採択団体における デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）の①～④事業の申請について

- 令和3年度採択団体が新たに①～④事業を申請する場合、施設数の上限、交付上限額については、新規の申請団体と同様に扱う。
- ただし、過剰な施設整備・プロジェクト推進等を抑止する観点から、以下の申請要件を追加する。

＜令和3年度採択団体における令和４年度の①～④事業申請要件＞

令和３年度申請時に設定した「2022年度末におけるKPI」の達成に向けた、2022年度の取組内容及びKPIの進捗状況についての追加資料の提出

※ 追加資料については、2021年度の取組での反省等を踏まえた上で、「取組計画」よりも詳細な内容を記載すること。

※ 追加資料については、取組計画のフォローアップ（年度ごとに求めている取組状況やKPI進捗状況等の報告）の際にも参考とする。

- なお、令和3年度に整備した施設を対象とする事業は不可とする（⑤事業を除く。）

デジタル田園都市国家構想推進交付金
地方創生テレワークタイプ

（①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、
③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業）

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ　申請タイプ・審査等

「デジタル田園都市国家構想推進実施計画（地方創生テレワークタイプ）」を策定し、2025年度のＫＰＩを以下の通り設定

高水準タイプ　補助率　３／４

① 2025年度末のサテライトオフィス等**施設を利用する企業数を設定**のうえ、**そのうち、所在都道府県外の企業が3社以上**

② 2025年度中のサテライトオフィス等**施設の利用者数を設定**のうえ、**そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が５割以上**

③ 事業開始から2025年度末までの**移住者数**がサテライトオフィス等**施設の所在する市町村の人口の0.01%以上**

有識者が審査

標準タイプ　補助率　１／２

① 2025年度末のサテライトオフィス等**施設を利用する企業数を設定**のうえ、**そのうち、所在都道府県外の企業が１社以上**

② 2025年度中サテライトオフィスの等**施設の利用者数を設定**のうえ、**そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が３割以上**

③ 事業開始から2025年度末までの**移住者数**を設定

事務局が審査

＜評価の視点＞（タイプ共通）

① 期間内に事業が完了可能か、新たな人の流れを創出するか等（政策目的適合性）
② 企業の進出が見込めるか　等　（企業進出可能性）
③ 企業の定着が見込めるか　等　（企業定着可能性）
④ 過大な施設設置とならないか　等　（費用対効果、波及効果）

S,A → 高水準タイプ（3/4）で採択

B,C → 標準タイプ（1/2）で採択

S,A,B,C → 標準タイプ(1/2)で採択

D → 不採択

D → 不採択

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ　事業イメージ（①）

①サテライトオフィス等整備事業、②サテライトオフィス等開設支援事業、③サテライトオフィス等活用促進事業、④進出支援事業の事業イメージは以下のとおり。

※①②と③の同時実施はできません。

①サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）

➢ 地方公共団体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

- 施設整備・運営支援　事業費最大9,000万円／施設（50人以上収容の場合）
- プロジェクト推進　事業費最大1,200万円／団体　※①②事業共通

自治体運営施設の整備・運営支援

◎整備事業の例　**旧庁舎、公民館、廃校、駅舎、道の駅　等**

- サテライトオフィス等の**新築・改築・模様替え・修繕その他の改修**
- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**設備導入**

  ＜修繕その他の改修・設備導入の例＞

  - 壁のクロスや天井、床の修繕費等の簡易な改修
  - 電気設備（エアコン、コンセント増設）、給湯設備、トイレの改修
- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**什器・機器**（机、イス、パソコン、タブレットPC、OA機器等の導入）　等
- **通信環境整備**（インターネット、Wi-Fi環境　等）

★交付対象事業費の2割以内で、**ベッド等の宿泊設備、カフェ等コミュニティスペース等の当該施設の利用促進につながる施設整備や用地取得、外構の工事等**も対象。

◎運営事業の例

- **施設運営・管理委託**（人件費・光熱水費・通信料・賃借料）等

利活用の促進

プロジェクト推進

○施設整備・運営以外のソフト経費

＜取組例＞

- 動画、ポスター、ホームページの製作
- お試しテレワークに係る旅費、宿泊費の補助
- サテライトオフィス等に関する説明会開催
- 首都圏マッチングイベント参加
- 地元企業とのビジネスマッチングイベント開催
- テレワーク普及イベント、講演会実施等

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ　事業イメージ（②）

②サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）

- 地方公共団体が、サテライトオフィス等運営事業者等の施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- 支援対象が決まっている場合に加え、**公募事業も可能**

（
- 施設整備・運営支援　事業費最大9,000万円／施設（50人以上収容の場合）
- プロジェクト推進　事業費最大1,200万円／団体　※①②事業共通
）

民間運営施設の整備・運営支援

◎整備支援の例　**空き店舗、古民家、ホテル・旅館の一部、港の倉庫　等**

- サテライトオフィス等の**新築・改築・模様替え・修繕その他の改修**
- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**設備導入**

＜修繕その他の改修・設備導入の例＞

（
－壁のクロスや天井、床の修繕費等の簡易な改修
－電気設備（エアコン、コンセント増設）、給湯設備、トイレの改修
）

- テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる**什器・機器**（机、イス、パソコン、タブレットPC、OA機器等の導入）　等
- **通信環境整備**（インターネット、Wi-Fi環境　等）

★交付対象事業費の2割以内で、**ベッド等の宿泊設備、カフェ等コミュニティスペース等の当該施設の利用促進につながる施設整備や用地取得、外構の工事等**も対象。

◎運営支援の例

- **施設運営・管理委託**（人件費・光熱水費・通信料・賃借料）等

利活用の促進

プロジェクト推進

○施設整備・運営以外のソフト経費

＜取組例＞

- 動画、ポスター、ホームページの製作
- お試しテレワークに係る旅費、宿泊費の補助
- サテライトオフィス等に関する説明会開催
- 首都圏マッチングイベント参加
- 地元企業とのビジネスマッチングイベント開催
- テレワーク普及イベント、講演会実施等

自治体が行うPRに加え、サテライトオフィス等の運営事業者が行うPR事業への補助も可

※サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者。

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ　事業イメージ（③・④）

③サテライトオフィス等活用促進事業

地方公共団体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による**既存のサテライトオフィス施設利用を促進**するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進（最大1,200万円／団体）

＜取組の例＞

- **動画、チラシ、ポスター、ホームページの製作委託費**等のプロモーション
- **ビジネスマッチング・セミナー**開催
- **サテライトオフィスの説明会**開催
- **テレワーク関連設備導入**（パソコン、テレビ会議システム、通信環境整備）
- オンライン会議用ブース導入　等

オンライン会議用ブース（テレキューブ）
https://telecube.jp/features/

事業例「アーティストビレッジ阿蘇096区」（熊本県高森町）デジタル作画・画像編集をスムーズに行える高機能なワークステーション等漫画制作機材を購入。

④進出支援事業（利用企業助成）

地方公共団体が、①②③事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援（最大100万円／社）

- **進出支援金は100万円／社で渡しきり**

＜活用のイメージ＞
社員の引っ越し費用、社員の旅費・滞在費用
研修費用　等

- **返還制度あり**…進出企業は、3年以上5年以内に、施設利用を終了した時は半額、3年未満に施設利用を終了した場合全額を返還。

＜参考＞支援対象者の要件

以下のすべてを満たす場合に進出支援金の対象となる。

- ①②③の事業に係るサテライトオフィス等を利用する当該サテライトオフィス等の所在する市町村区域外の企業又は団体であること。
- 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

デジタル田園都市国家構想推進交付金
地方創生テレワークタイプ
（⑤進出企業定着・地域活性化支援事業）

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ（進出企業定着・地域活性化支援事業）
全体像

■ 地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）の活用により地域へ進出する企業・社員の定着や地域活性化を図るため、本交付金を活用したサテライトオフィス等施設を利用する進出企業と地元企業等が連携して行う、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に対し、地方公共団体を通じて助成する仕組みを拡充措置。（進出企業定着・地域活性化支援事業」）

＜支援対象事業＞

地元企業等と進出企業とが連携して行う、

「地域資源」を活用した地域活性化に資する事業

例：

- 地元高校と連携したプログラミング教室やIT教室開催の事業
- 地元の食品資源（地元のジビエ等）を活用した新商品開発・特産品づくりの事業
- 地元農家と連携した有害獣被害対策のための商品開発
- 地元の観光資源（温泉等）を活用したシティプロモーション・ワーケーション推進の事業　等

＜資金の流れ・対象経費＞

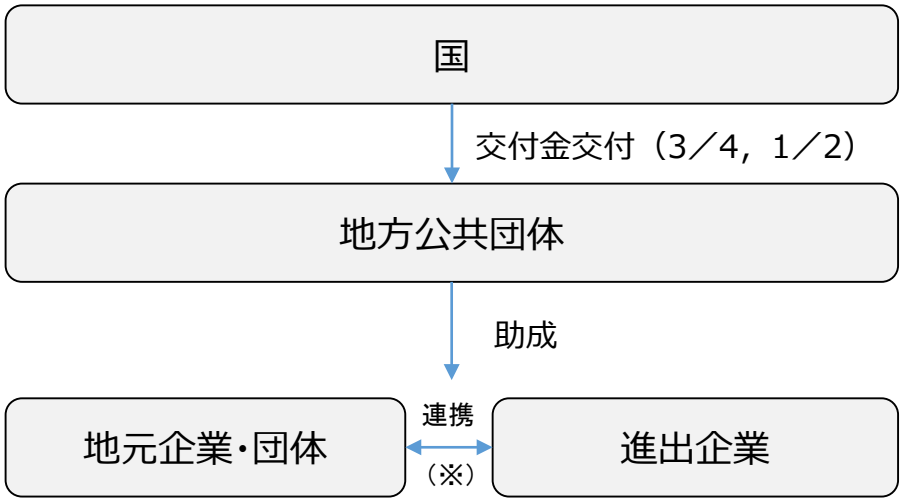

※進出企業と地元企業・団体が事業実施のために連携した関係（例：協力協定締結、コンソーシアム組成）であることが条件

＜対象経費＞

事業に直接必要なソフト経費・ハード経費
（人件費、旅費、広報費、設備購入費　など）

＜本交付金制度上の位置づけ＞

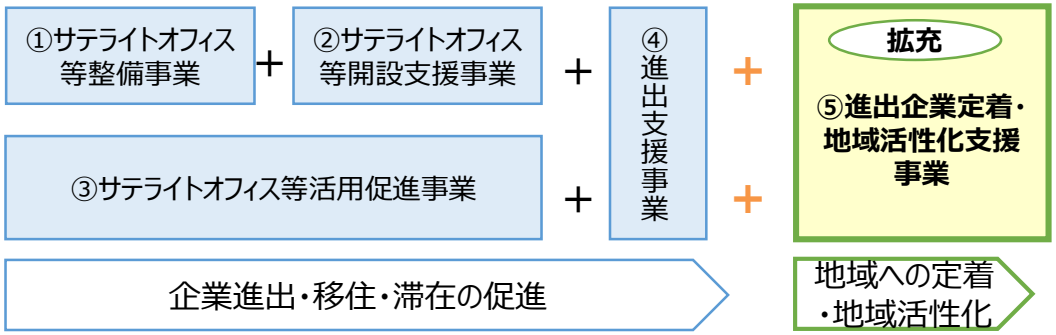

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ（進出企業定着・地域活性化支援事業）対象事業

- 進出企業定着・地域活性化を目的とした事業であるため「そこの地域でしかできない取組からこそ、その地域に進出して、持続的に留まる」という要素が必要であることから、**進出企業と地元企業等による、①地域資源を活用し、②地域活性化に資するような取組を対象事業**とする。
- ①「地域資源」とは、地域産業を支える技術・ノウハウ、それらが生み出す商品・サービス、自然や歴史・文化等といった地域ならではの資源を想定しており、教育資源、食品資源、観光・文化資源等、幅広い資源が含まれる。
- ②については、地域の魅力づくり、地域課題の解決、地域経済への波及効果など地域活性化に資するような事業を想定。

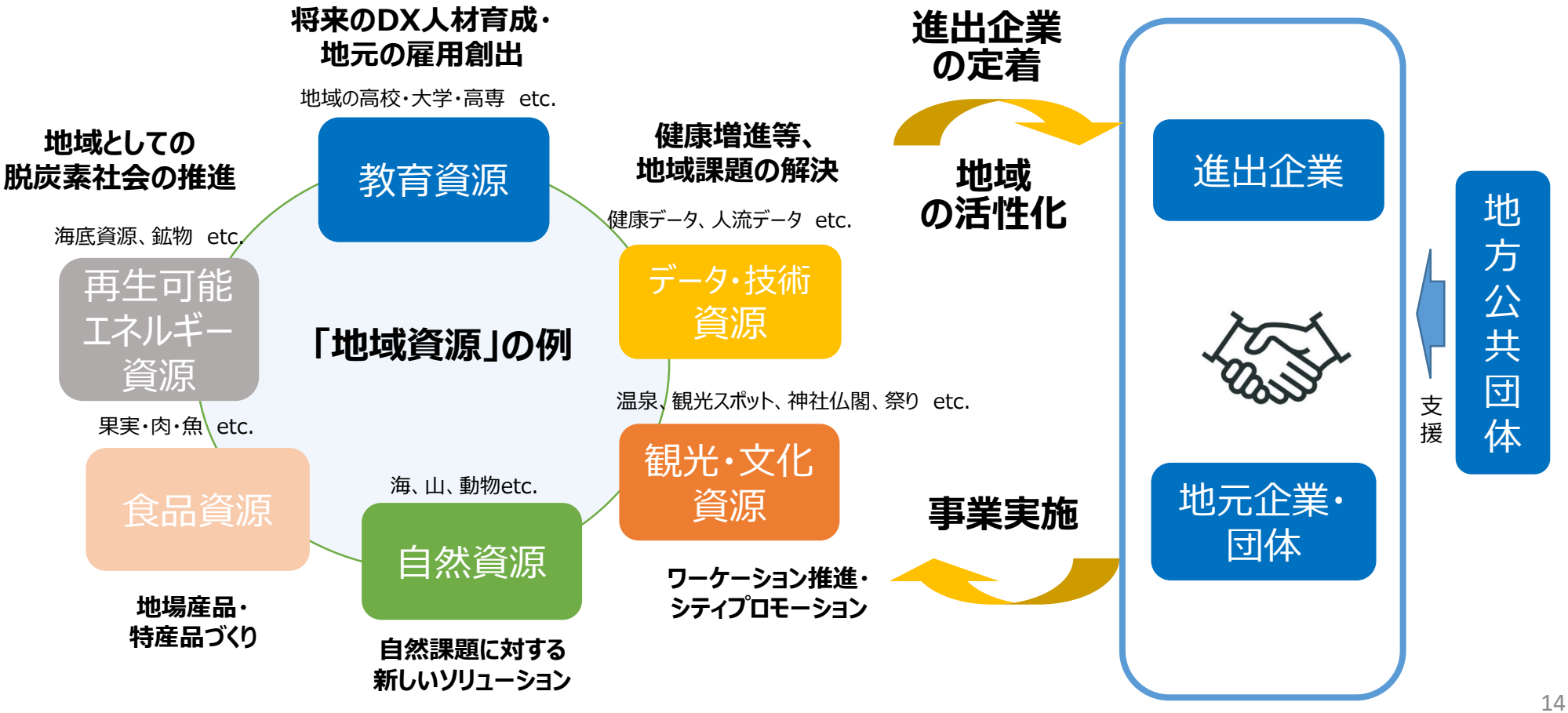

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ（進出企業定着・地域活性化支援事業）連携体制

- 対象事業実施団体は、進出企業と地元企業・団体（各々１社以上であること）。
- ①進出企業は、地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用したサテライトオフィス等に進出した企業であること。

  ②地元企業等は上記サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織であること。

  ③進出企業と地元企業等は、事業実施に当たっての連携・協力をすることが確約された関係であること。

  （例：事業実施についての連携協定や協力協定を締結していること又は見込みがあること、事業実施に当たっての協議会等が既に創設されていること　等）

①　進出企業

地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）を活用して整備又は利用促進を図ったサテライトオフィス等に進出した企業（※）であること

（※）サテライトオフィス等施設の賃貸借契約や利用契約など法人契約を締結した所在都道府県外の企業

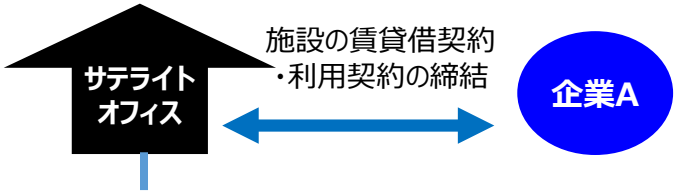

地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）（①～④事業）を活用した施設であること（進出企業定着・地域活性化支援事業と同時申請の場合も可能）

③　連携関係

対象事業を実施するための連携・協力関係が確約（※）されていること

（※）連携・協力関係の例

- 事業実施のための連携協定や協力協定を締結していること又は締結見込みであること
- 事業実施のための協議会やコンソーシアム等が既に創設されていること

②　地元企業・団体

サテライトオフィス等の所在都道府県内に事業所がある、法人格を有する組織（※）であること

（※）法人格を有する組織の例

- 株式会社、持株会社、特例有限会社
- 商工会議所、商工会、商店街振興組合　等
- 農業協同組合、水産業協働組合、森林組合　等
- 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- 国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人

デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプ（進出企業定着・地域活性化支援事業）　評価項目

1．政策目的に対する適合性	評価ポイント
＜基礎項目＞	
ア　事業による地域活性化の実現可能性	・事業実施により地域活性化が実現されるか（魅力的な地域づくり、地域の課題解決への貢献、地域経済への波及効果など）
イ　KPI設定の適切性	・事業のアウトプット・アウトカムベースで評価指標としてふさわしいKPIが設定されているか
＜付加項目＞	
地域のデジタル実装への貢献	・地域のデジタル実装やデジタル人材育成などに資するような事業か

2．事業の実現・持続可能性	評価ポイント
＜基礎項目＞	
ア　事業計画の適切性	・事業実施プロセスやスケジュールが具体的かつ実現可能か ・進出企業等、事業推進主体の特性や強み、地域資源が活かされた内容になっているか
イ　取組計画の適切性	・２年目以降の計画（役割分担や実施内容）が明確かつ具体的か ・ランニングコストの見通しや工面方法が明確かつ具体的か
＜付加項目＞	
政策間連携	・他の施策も活用して相乗効果を図り、事業を成功するための工夫をしているか

3．推進体制の実効性	評価ポイント
＜基礎項目＞	
ア　事業推進主体の確立	・役割分担が明確にされているか（責任の所在、代表者の決定） ・事業実現に向けて多角的なメンバーが参加しているか
イ　事業推進主体の実効性	・事業遂行力が実績などから明確か ・交付対象事業の実現に向けて必要なノウハウや技術を発揮できる主体が参加しているか
＜付加項目＞	
地方創生テレワークの推進	・「地方創生テレワーク推進運動 Action宣言」実施企業が参画しているか

デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）
今後のスケジュール・問合せ先

●今後のスケジュール（予定）

12月 1日	**事務連絡①発出（制度概要の周知）**
12月17日	**事務連絡②発出（事前相談開始）**
12月24日	**事務連絡③発出（QA追補版）**
1月 6日	**オンライン説明会（自治体向け制度解説動画の配信）**
1月 18日	**事前相談〆切**
1月 21日	**計画提出〆切**
2月	**審査（事務局及び有識者）**
3月	**内示・公表、交付決定**

- 内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
  デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）担当
- e-mail：chihou-telework.k2k@cao.go.jp　tell：03-6257-3889